

## 第 49 号議案

令和 4 年 1 月 13 日

試 験 課

臨時的任用職員設置要綱の制定に関する承認について

令和 4 年 1 月 6 日付 3 総人制第 1144 号により東京都知事から申請のあった標記の件について、申請のとおり制定することを承認する。

3 総人制第 1144 号  
令和 4 年 1 月 6 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事  
小池 百合子  
(公印省略)

臨時的任用職員設置要綱の承認について（申請）

標記の件について、下記のとおり要綱を制定したいため、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 3 第 1 項及び職員の臨時的任用に関する規則（昭和 28 年東京都人事委員会規則第 5 号）第 2 条の規定に基づき申請します。

記

1 制定する要綱

臨時的任用職員設置要綱

2 制定の理由

常勤職員の育児休業や病気休職などによる欠員時において、臨時的任用職員を任用し、円滑な業務執行体制を確保する必要があるため。

3 制定案文

別紙のとおり

## 臨時的任用職員設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第2号及び職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年東京都条例第148号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第9条の規定に基づき臨時的に任用する職員（以下「臨時的任用職員」という。）の任用その他取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (臨時的任用を行う職種)

第2条 職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和61年3月26日東京都人事委員会決定。以下「一般基準」という。）別表3に規定する職種とする。

### (臨時的任用を行う場合)

第3条 臨時的任用職員の任用は、常時勤務を要する職に同一年度中における育児や病気を事由等とした欠員が生じ、業務の円滑な実施に支障があると認められる場合に行う。

### (職務の級)

第4条 臨時的任用職員の職務の級は、一般基準別表1の職務分類基準（Ⅰ）及び（Ⅱ）に規定する1級職とする。ただし、一般基準別表3に規定する法務、医師及び歯科医師にあっては、一般基準別表1の職務分類基準（Ⅰ）に規定する3級職とする。

### (資格要件)

第5条 臨時的任用職員の資格要件は、職種に応じて、同じ職種に常時勤務を要する職として採用される職員の経歴、学歴、知識、技能等を基準に定める。この場合において、一般基準別表6（法務に限る。）から別表10まで（福祉技術、理工技術及び医療技術の職種については別表8を、福祉、農業技術、職業訓練、写真、無線通信及び歯科衛生の職種については別表9）を参照するものとし、必要がある場合は資格要件を付加することができる。

### (任期)

第6条 臨時的任用職員の任期は、6月を超えない範囲で必要な期間とし、引き続き1回に限り、6月を超えない範囲で更新をすることができる。ただし、更新後の任期を含め2会計年度にわたってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業法第6条第1項第2号又は配偶者同行休業条例第9条の規定により任用される臨時的任用職員の任期は、育児休業又は配偶者同行休業の期間を任期の限度とし、任用のあった日の属する会計年度の末日を超えない範囲とする。

3 臨時的任用の期間が満了した場合は、任期の更新を行う場合を除き、当然退職するものとする。

### (身分取扱い、勤務条件等)

第7条 臨時的任用職員の身分取扱い、勤務条件等は、条例、規則等に別の定めがあるものを除いて常勤職員と同様とする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

<参考>

○地方公務員法（抄）

（臨時的任用）

第二十二條の三 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、臨時の職に関するとき、又は採用候補者名簿（第二十一條の四第四項において読み替えて準用する第二十一條第一項に規定する昇任候補者名簿を含む。）がないときは、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、人事委員会の承認を得て、当該臨時的任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

- 2 前項の場合において、人事委員会は、臨時的に任用される者の資格要件を定めることができる。
- 3 人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。
- 4 人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、地方公共団体の規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、又は臨時の職に関するときは、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、当該臨時的任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。
- 5 臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。
- 6 前各項に定めるもののほか、臨時的に任用された職員に対しては、この法律を適用する。

○職員の臨時的任用に関する規則（抄）

（臨時的任用を行うことができる場合）

第二條 任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、左の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、現に職員（臨時的に任用された職員を除く。）でない者を臨時的に任用することができる。この場合において、第一号の規定により臨時的任用を行おうとするときは、その承認があつたものとみなす。

- 一 災害その他重大な事故のため、地方公務員法第十七條第一項の採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合
- 二 臨時的任用を行う日から一年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合
- 三 任命権者が、その採用候補者の提示の請求に対し人事委員会から適当な採用候補者がいない旨又は当該職に係る採用候補者名簿において当該職を志望すると認められる者の数が採用すべき者の数よりも少ない旨の通知を受けた場合

○ 事案決定実施細目（抄）

番号	件名	決定事案名	決定区分						備考
			委	委員長	局	部	課	課代	
10-1 (44)	臨時的任用に関すること。	臨時の職を承認すること及び任用期間の更新を承認すること。	○						
10-2 (45)	臨時的任用に関すること。	上記に定める以外の事項を承認すること。			○				
10-3 (46)	臨時的任用に関すること。	任用される者の資格要件を定めること。	○						